

## 令和8年度インドネシア共和国移住労働者保護省と連携した 特定技能人材受入業務委託事業者の審査基準

令和8年度インドネシア共和国移住労働者保護省と連携した特定技能人材受入業務の候補者を適正かつ公正に選定することを目的とし、審査基準を定める。

審査は、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を参考に、下記の各項目について評価基準による5段階で評価し、選定委員会の3名の委員が評価した結果の合計点を各企画提案者の得点とする。

### (1) 評価項目・配点

評価項目	配点
① 実施主体に関する評価	
ア 業務実施及び進行管理に必要な人員・組織体制が整っているか。 特にインドネシア共和国移住労働者保護省やセララン訓練校と綿密な連携がとれる体制が整っているか。	15
イ 業務を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等を有しているか。 特にインドネシア共和国における職業訓練等の実績やインドネシア共和国政府等との連携実績を有しているか。	15
② 事業内容	
ア 日本語教育、特定技能試験対策、技能訓練等について、質の高い教育・訓練を実施し、訓練生を日本で活躍できる人材に育成する具体的な方法が提案されているか。	25
イ 外国人材未雇用企業を中心に本事業に適切な企業を募集・選定し、訓練生の就職につなげる具体的な方法が提案されているか。	25
ウ 訓練生、受入企業に対する出入国手続等について手厚いフォローが提案されているか。	10
③ 事業経費	
提案内容に対して、適切な必要経費が見積もりされているか。	5
④ 働き方改革及び女性活躍等の推進並びに障害者雇用の促進に関する評価	
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けているか。 ※別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」による。	5
計	／100

## (2) 評価基準

各配点に応じて、次の5段階により評価する。

区 分	点 数		
	25点満点	15点満点	10点満点
非常によい（効果的な）内容である	25点	15点	10点
よい（効果的な）内容である	20点	12点	8点
普通	15点	9点	6点
劣った内容である	10点	6点	4点
非常に劣った内容である	5点	3点	2点

## (3) 候補者の決定

- ① 各審査員の評価点数の合計点数を企画提案者の得点とする。
- ② 得点が最も高い企画提案者を候補者とする。
- ③ 得点が最も高い企画提案者が2者以上あるときは、選定委員会で協議の上、候補者を選定する。
- ④ 配点に審査委員の数を乗じた点数の60%を基準点（300点満点中180点）とし、選定には基準点以上の得点を必要とする。

別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」

評価項目	認定等の区分 ※1		配点
働き方改革及び女性活躍等を推進する企業として法令に基づく認定等を受けているか。	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	えるぼし1段階目	2
		えるぼし2段階目	3
		えるぼし3段階目	4
		プラチナえるぼし	5
		行動計画 ※2	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(H29改正前)	2
		トライくるみん くるみん(R4改正前) くるみん(R4改正後)	3
		プラチナくるみん	5
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	4	
	香川県が実施する「子育て行動計画策定企業認証マーク」の取得	1	
	香川県が実施する「かがわ女性キラサポ宣言」の登録	1	
	香川県が実施する「かがわ働き方改革推進宣言企業」の登録	1	
	障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定を受けているか。	厚生労働省が実施する障害者雇用優良中小事業主認定制度に基づく認定(もにす認定企業)	
香川県が実施する障害者雇用優良事業所認定制度に基づく認定		5	

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※3 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に沿って、上記内容を定めている。